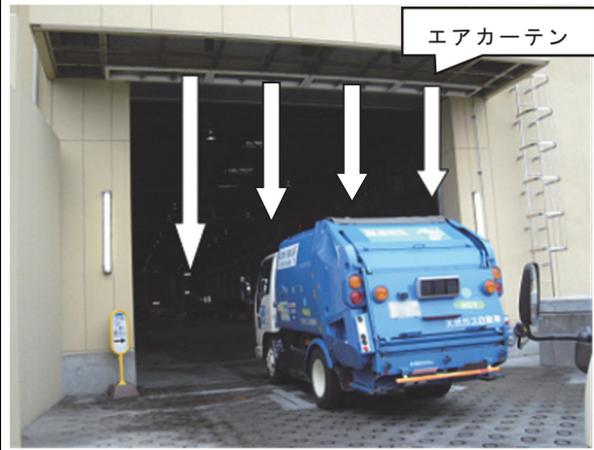




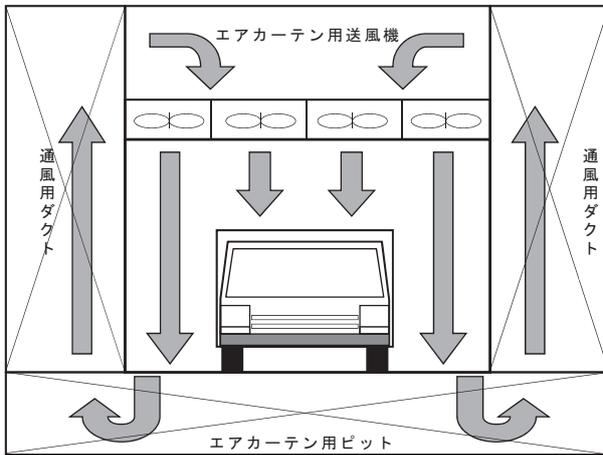
注) プラットホーム出入口の自動扉は、車両の接近等をセンサーにより感知し、車両の通過時のみ開く。

図 8.2-2 プラットホーム出入口
(自動扉)



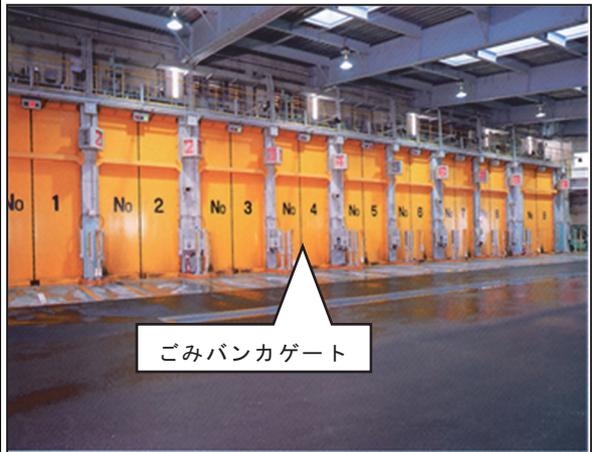
注) プラットホーム出入口で、頂部スリットから下方に空気を吹き出させ、遮断効果により臭気の漏れを防ぐ。

図8.2-3 プラットホーム出入口
(エアカーテン)



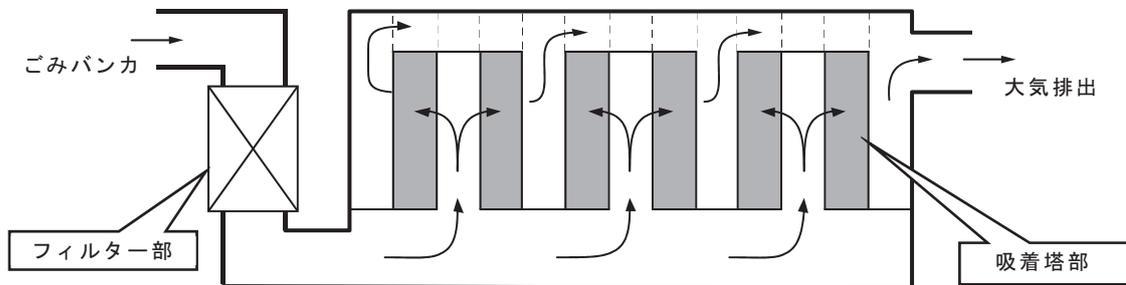
注) エアカーテンからの空気は、送風機からビット、ダクトを通して循環させる。これにより、臭気の外部への漏れを防ぐ。

図 8.2-4 エアカーテン概要図



注) ゲートを閉じて、臭気の外部への漏れを防ぐ

図8.2-5 ごみバンカのゲート



注) 排出ガスは、矢印で示すようにフィルター部を通して、活性炭の充填された吸着塔で処理される。

図 8.2-6 脱臭装置



図 8.2-7 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4 m³）



注) 主に車体外部及びタイヤに付着したごみを除去するためまわりのノズルから水を噴霧させている。



図 8.2-8 洗車装置

図8.2-9 道路の洗浄作業

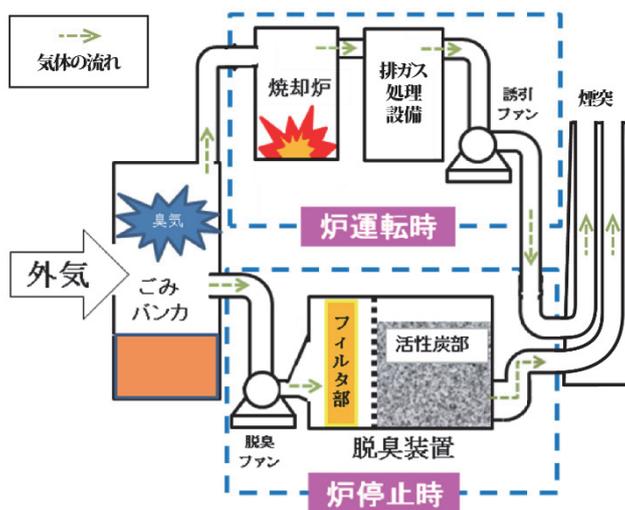


図8.2-10 計画施設のごみバンカ悪臭防止措置の概要

8.2.2.5 予測結果

(1) 敷地境界

既存の北清掃工場における敷地境界の悪臭調査地点は図8.2-1(p.175参照)に、悪臭調査の結果は表8.2-7(p.177参照)に示すとおりである。

新施設では、「8.2.2.4(2)予測条件」に示す悪臭防止対策を講じることから、計画施設の稼働時における敷地境界での臭気指数は、表8.2-7に示した既存の北清掃工場と同様に10未満であると予測した。

(2) 煙突等気体排出口

既存の北清掃工場における煙突等気体排出口での悪臭調査結果は、表8.2-8(p.177参照)及び表8.2-9(p.178参照)に示すとおりである。

新施設では、「8.2.2.4(2)予測条件」に示す悪臭防止対策を講じることから、計画施設の稼働時における煙突等気体排出口での臭気濃度は、既存の北清掃工場と同様であると予測した。

予測結果は表8.2-16に示すとおりである。

焼却設備の排ガスの臭気排出強度は、 $7.5 \times 10^5 \text{m}^3 \text{N}/\text{min}$ であり、脱臭装置からの排気の臭気排出強度は、 $2.1 \times 10^4 \text{m}^3 \text{N}/\text{min}$ である。

表 8.2-16 煙突等気体排出口での臭気排出強度予測結果

評価対象	臭気濃度 (倍) (a)	乾き排出 ガス流量 ($\text{m}^3 \text{N}/\text{min}$) (b)	予測結果 ($\text{m}^3 \text{N}/\text{min}$) ($c=a \times b$)
焼却設備 (1炉当たり)	480	1,560	7.5×10^5
脱臭装置(出口)	25	825	2.1×10^4

注)焼却設備の排ガス量は、計画値の値とした。

(3) 排水

既存の北清掃工場における排水の悪臭調査結果は、表8.2-10(p.178参照)に示すとおりである。調査地点は、汚水処理設備の放流槽である。

新施設では、「8.2.2.4(2)予測条件」に示す悪臭防止対策を講じることから、計画施設の稼働時における排水の臭気指数は、表8.2-10に示した既存の北清掃工場と同様に26であると予測した。

また、計画施設からの排水は全て下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。

8.2.3 環境保全のための措置

8.2.3.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。
- ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。
- ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク内の気積に見合ったものとする事により、脱臭能力を確保する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、下水道へ排出する。

8.2.4 評価

8.2.4.1 評価の指標

評価の指標は、工事の完了後において、「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める以下に示す指標とした。

- ・敷地境界の臭気指数規制基準
- ・煙突等気体排出口の臭気排出強度規制基準
- ・排出水の臭気指数規制基準

8.2.4.2 評価の結果

(1) 敷地境界

計画施設の稼働時における敷地境界の評価結果は表8.2-17に示すとおりである。

予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 8.2-17 敷地境界の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
計画地敷地境界	<10	12

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

(2) 煙突等気体排出口

計画施設の稼働時における煙突等気体排出口の評価結果は表8.2-18に示すとおりである。

臭気排出強度の予測結果は、焼却設備が1炉当たり $7.5 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、脱臭装置（出口）が $2.1 \times 10^4 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（焼却設備： $2.6 \times 10^8 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、脱臭装置： $3.1 \times 10^7 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ ）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 8.2-18 煙突等気体排出口の評価結果

評価対象	臭気排出強度 (m ³ N/min)	
	予測結果	規制基準
焼却設備 (1炉当たり)	7.5×10 ⁵	2.6×10 ⁸
脱臭装置 (出口)	2.1×10 ⁴	3.1×10 ⁷

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。なお、基準算出の設定条件は計画施設の諸条件とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、以下のとおりとした。

【焼却設備】

排出口高さ：120m、排出口口径：1.7m、目標臭気指数：12

排出口から敷地境界までの最短距離：12.6m

周辺最大建物高さ：31m

周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：3.3m

排出ガス流量 (乾き)：1,560m³N/min、排出ガス温度：190℃

【脱臭装置】

排出口高さ：120m、排出口口径：1.3m、目標臭気指数：12

排出口から敷地境界までの最短距離：14.6m

周辺最大建物高さ：31m

周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：3.3m

排出ガス流量 (乾き)：1,187m³N/min、排出ガス温度：11℃

(3) 排水

計画施設の稼働時における排水の評価結果は表8.2-19に示すとおりである。

予測結果は臭気指数26であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準 (臭気指数28) を下回る。

なお、計画施設からの排水は全て下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。

したがって、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 8.2-19 排水の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
排水	26	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、計画施設が該当する第二種区域における排水の値である。